

入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施しますので、入札参加希望者を公募します。

令和 8 年 8 月 5 日

秋田市長 沼 谷 純

1 入札に関する事項

(1) 契約番号・名称	農森委第10号 市有林間伐業務委託（森林環境保全直接支援事業）	
(2) 仕様書等	別紙のとおり	
(3) 履行場所	下浜八田字杉沢119-1ほか(林班253/128-3ほか)	
(4) 履行期間	契約締結日の翌日から令和9年1月22日まで	
(5) 入札参加要件	① 秋田市内に事業所（本店・支店・営業所等）を有すること ② 秋田県森林整備関係業務（森林施業業務）の入札参加資格者であること ③ 過去5年間に搬出を伴う間伐業務を履行した実績を有する者であること ④ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと ⑤ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと ⑥ 本市市税に滞納がないこと ⑦ 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集团的に、もしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有する者であると認められないこと	
(6) 入札参加申込み		
	受 付 期 間	令和8年8月5日(水)から令和8年8月19日(水)まで (土曜、日曜および祝日を除く、午前9時から午後5時まで)
	受 付 場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市産業振興部産業企画課（本庁舎3階）
(7) 指名(非指名)通知	令和8年8月21日（金）までにFAX又はメールで通知	
(8) 入 札		
	日 時	令和8年8月31日（月） 午前10時30分 ※当日は複数の入札を予定しております。上記の時刻まで、遅れずにお越しください。
	場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所4階 4-B会議室

最低制限価格	設定あり
入札保証金	秋田市財務規則第109条により入札保証金が必要となります。 (金額や納付方法および免除手続などについては、秋田市ホームページ「産業振興部：入札様式集（ページ番号1051729）」に掲載の「入札保証金の取扱いに係る説明書」を参照してください。)
(9) 契 約 日	令和8年9月4日(金)（予定）

2 注意事項

(1) 入札参加申し込みについて

ア 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」といいます。）を提出してください。

(ア) 公募型指名競争入札参加申込書【様式1】

(イ) 市税に未納がない証明書（令和8年7月1日以降に発行されたもの）（写し可）

(ウ) 登記簿謄本（写し可）※申込日から3か月以内に発行されたもの

(エ) 誓約書【様式2】

(オ) 業務履行実績調書【様式3】および契約書の写し（1(5)③を確認できる内容であること）

(カ) 入札保証金免除申請書【入保様式1】および入札保証保険契約に係る書類の写し又は契約書等の写し（秋田市財務規則第109条第1項第1号又は第2項の規定により入札保証金の免除を希望する場合のみ。※なお、(オ)と同じ履行実績を記載する場合は契約書の写しについては再度の添付は不要です。）

イ アの(ア)、(エ)、(オ)および(カ)の様式については、秋田市ホームページから入手してください。

ウ 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受付いたしません。

エ 入札保証金の納入方法については、指名通知にてお知らせいたします。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方に指名通知します。

イ 提出された申込書等の審査結果により指名されない場合があります。その場合は、非指名通知によりその旨を通知します。

ウ 指名通知および非指名通知は、FAX又はメールで行います。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加してください。

イ 入札書には、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を記載してください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）をもって契約金額とします。

ウ 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した方を落札者とします。
ただし、最低制限価格が設定されている場合は、当該最低制限価格以上の価格をもって入札した方のうち、最低の価格をもって入札した方を落札者とします。

なお、最低制限価格は、予定価格の10分の6以上の範囲で設定します。

エ 入札執行回数は、2回を限度とします。

オ 代表者が入札行為の権限を代理人に委任するときは、委任状を入札時に提出してください。

なお、入札書には代理人の印を押印してください。

カ 地方自治法第234条第3項ただし書きの規定により、調査を実施し、落札者を決定する場合があります。

3 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

(2) 提出された申込書等は、返却しません。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市産業振興部産業企画課 総務企画担当

電話 018-888-5722

(4) 仕様書・設計書等の内容に関する問合せ先

秋田市産業振興部農地森林整備課 森林整備担当

電話 018-888-5739